

警報等発表時における安全確保について

四日市市立西朝明中学校(2025. 4~)

1 暴風警報・暴風雪警報、大雪警報に対する対応

発表された場合		解除された場合	
時刻	対応	時刻	対応
7:00まで (登校前)	自宅待機 ^(注1)	7:00まで	通常通り登校 ^(注2) ※大雪警報 積雪の状況を判断し必要な措置をとる ^(注3)
登校後	学校は状況を判断し、必要な措置をとる ^(注4)	7:00を経過	臨時休校

(注1)自宅待機の際、保護者が家庭にいない場合は、最寄りの知人等に保護をお願いするなどの対応をお願いします。

(注2)登校の際には、通学路の安全を確認しながら、十分注意して登校させてください。登校が困難な時は学校へ連絡してください。解除された場合でも、通学路の安全確認をし、災害が著しいなど、危険が予想される場合は、学校の判断で臨時休校の措置をとることもあります。

(注3)大雪警報発表が解除された後も学校敷地内の適切な場所を観測地点として、その場所の積雪量が一定基準(大雪警報に準じて20センチメートル程度)に達する場合は臨時休校とします。

(注4)通学路の安全を確認し、速やかに下校させます。ただし、状況によっては、学校待機や保護者引渡し等の処置をとることがあります。

2 特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)、大津波警報、津波警報、震度5強以上の地震発生に対する対応

発表された場合	
時刻	対応
登校前	臨時休校(原則:津波・高潮・波浪に関しては、対象地区のみ) ○ 登校はせず、市災害対策本部など公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。(ただちに命を守る行動をとる) ・ 周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ ・ 外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ(津波、高潮、洪水、土砂災害以外)
登校後	学校待機 ○ 生徒の身の安全を確保し、避難場所への速やかな誘導や校内の安全な場所への移動など、必要な措置をとる。(ただちに命を守る行動をとる) ^(注5) ・ 登校後に特別警報が解除された場合は、通学路等周囲の安全を十分に確認の上、保護者の出迎えなども含めた下校措置等の適切な処置をとる。

(注5)【震度5強以上の地震発生、噴火警報の場合】

ただちに身の安全の確保に努め、保護者の出迎えのあるまで学校待機をとり保護します。その後、市災害対策本部など、公的機関の指示に従います。

【津波(大津波)警報等の場合】

- ①生徒を安全性の高い場所(校舎の3階など)に移動させ、安全を確保します。
- ②市災害対策本部から新しい指示がある場合は、「Home&School」等でその対応について連絡します。
- ③生徒の下校は、保護者の出迎えのあるまで学校待機とし、保護することを原則とします。下校させる際は、教育委員会と相談し、その安全性に十分な配慮をします。

【大雨・洪水などの気象に関する警報・大雪注意報・竜巻注意情報、雷注意報等の場合】

上記の対応に準ずるとともに、各種注意報についても、十分な情報を収集し、周囲の状況と即応して、登下校に関して最善かつ適切な措置をとります。(以下①～③令和7年4月追記)

- ① 大雪注意報
→積雪により登校が困難な場合は、「大雪警報に対する対応」に準じ、臨時休校の措置をとります。
- ② 大雨警報・洪水警報・土砂災害警戒情報
→大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報等が発表された場合、特に洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある学校については、洪水時の避難確保計画及び土砂災害に関する避難確保計画に記載した避難誘導に関する事項にもとづき、児童生徒の安全確保のための必要な措置をとります。四日市市から避難情報が発令された場合は、速やかに事前に定めてある避難場所へ避難する等の対応をとるものとします。
- ③ 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い)、高潮警報
→台風などが近づいている場合、基本的には事前に暴風警報が発表され、学校は臨時休校となることが想定されます。高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い)や高潮警報のみが発表された場合は、市災害対策本部と協議の上、判断します。

3 中学校「大雨警報」発表時における部活動での安全確保について

(四日市市教育委員会 令和2年10月1日 通知より)

- ① 週休日及び休日
午前7時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、部活動は原則中止とします。
なお、活動中に「大雨警報」が発表された場合、気象情報等をもとに状況を判断し、速やかな下校や学校での待機等、下校時の安全確保を優先して、必要な措置をとります。

4 熱中症警戒アラート(熱中症特別警戒警報)発令時における対応(令和7年4月通知)

- ① 熱中症特別警戒アラートが三重県に発令された場合(前日の14時頃発表)は、市内全公立小中学校は臨時休校となります。臨時休校の場合は、四日市市教育委員会より「Home&School」にて通知されます。
- ② 休校時の留意点・・・保護者が家庭にいない児童生徒や冷房設備のない家庭においては、最寄りの知人等に保護をお願いしたり、避難施設を確認したりしておいてください。

【参考】「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の開放について

四日市市では、熱中症特別警戒アラート発表時に暑さを一時的にしのぐ場所として、「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」を開放します。ご利用を検討される場合は、四日市市ホームページにてご確認ください。(下記URL・QRコードより閲覧できます)

【四日市市ホームページ】「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定について」

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1715759349155/index.html>

5 弾道ミサイルが飛来した場合の対応

【三重県にJアラート等を通じて緊急情報発信があった場合の対応】

①登校前に緊急情報が発信された場合は、自宅待機とします。

「Home&School」等による保護者への連絡を行うことが困難であることが予想されます。各家庭で「Jアラート」の情報を入手できるようにしておいてください。また、授業の実施等については、安全の確保ができたと判断されたのち、市から「Home&School」等による一斉配信等により連絡します。

②在校中に「Jアラート」による発信があった場合、生徒に迅速な避難行動を指示します。

【弾道ミサイルが着弾した場合の対応】

予測される状況に応じて生徒の安全確保のための必要な措置をとるものとします。生徒を下校させる場合には、必要に応じて保護者へ生徒の引き渡しを行います。

①市内及び近隣市町に着弾した場合は、「臨時休校」の措置をとります。

②在校中に学校の近くに着弾した場合には、速やかに生徒の安否を確認するとともに、必要に応じて保護者への安否情報の伝達等を行います。また、学校施設の被害状況を確認します。

《参考》気象庁 特別警報

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

《参考》国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp>

6 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発令された場合の対応(R7. 4追記)

・注意対応を取りながら学校活動を継続します。ただし、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況によっては、下校や休校の措置を講じる場合もあります。

調査の結果によって、下記の(1)～(3)の対応を取ります。

① 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき

市内全ての公立小学校・中学校を1週間臨時休校とします。

・この期間中は、学校を避難所として開設します。(浸水想定区域の学校を除く)

原則、1週間後には学校を再開します。ただし、災害の状況や避難の実態に応じて、避難所を継続した状態で学校教育活動を行うことも想定しておきます。

② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき

・注意対応を取りながら学校活動を継続します。ただし、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況によっては、下校や休校の措置を講じる場合もあります。

③ 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表されたとき

・平常の学校活動を継続します。